

職 発 0330 第 1 号
平成 24 年 3 月 30 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

福祉人材確保重点対策事業の改正について

公共職業安定所における福祉分野での労働力のマッチング体制及び機能の強化については、平成 21 年度から福祉人材確保重点対策事業（以下「事業」という。）により推進してきたところである。

今般、平成 23 年 6 月 13 日付け職発 0613 第 4 号「厚生労働省編職業分類の改定について」により、厚生労働省編職業分類が新しい分類体系に改定されたことをうけ、事業における対象職種についても改定後の分類体系に基づき取扱うこととする。

このため、「福祉人材確保重点対策事業実施要領」（平成 21 年 4 月 1 日付け職発第 041026 号別添。最終改正平成 23 年 3 月 30 日付け職発 0330 第 29 号）を別添のとおり改正するので、事業の円滑な実施に遺漏無きを期されたい。

(別添)

福祉人材確保重点対策事業実施運営要領

〔職発第 0401026 号〕
〔平成 21 年 4 月 1 日〕

改正 平成 21 年 6 月 1 日 職発第 0601006 号

改正 平成 23 年 3 月 30 日 職発 0330 第 29 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日 職発 0330 第 1 号

1 事業の目的

介護、医療、保育分野（以下「福祉分野」という。）については、少子高齢化が進行する中、利用者の増加、サービスニーズの高度化、多様化等今後一層のサービス需要の増大が見込まれ、質の高い人材の安定的な確保が課題となっている。

このため、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野での人材確保に向けてサービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ることとする。

また、他産業から離職を余儀なくされた非正規労働者等であって福祉分野に関心を持つ者、また、ホームヘルパー、介護福祉士、看護師等の資格を有していながら、福祉分野で就労をしていない者（以下「潜在的有資格者」という。）は、人材不足が続く福祉分野を担う人材として期待されることから、「福祉人材コーナー」を設置しない主要な安定所等においても、職業相談体制を整備し、福祉分野の職業相談・職業紹介、求人情報や職業情報の提供及び必要に応じて「福祉人材コーナー」の利用勧奨を行うことにより、マッチング機能の強化を図る。

2 事業の概要

福祉人材コーナーにおいて、福祉分野の就業を希望する者及び福祉分野の人材を必要とする事業主に対して、きめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援、求人充足に向けた支援等を実施するとともに、「福祉人材コーナー」を設置しない主要な安定所等においても職業相談体制を整備し、福祉分野の職業相談・職業紹介、求人情報や職業情報の提供及び必要に応じた求職者に対する福祉人材コーナーの利用勧奨等、福祉分野での就業に向けての支援等を実施する。

3 対象職種の範囲

福祉人材確保重点対策事業における福祉分野の対象職種は、別紙 1 のとおりとする。

4 実施体制

(1) 実施労働局

福祉人材確保重点対策事業は、全労働局において実施する。

(2) 実施安定所

各労働局は、安定所のうち、1所又は複数所の安定所を選定し、福祉分野の職業紹介等を専門に行う「福祉人材コーナー」を設置すること。福祉人材コーナーを設置する安定所（以下「コーナー設置所」という。）以外の安定所（以下「一般所」という。）においては、福祉人材コーナーの利用促進等コーナー設置所との連携を図ること。

また、一般所のうち、新規求職者が多く、非正規労働者であった者及び潜在的有資格者の利用が多数見込まれる安定所等において、福祉分野の職業相談・職業紹介、求人情報や職業情報の提供及び必要に応じた福祉人材コーナーの利用勧奨等の支援を行うこと。

(3) 福祉人材コーナーの実施体制

福祉人材コーナーは原則として職業相談部門に設置することとするが、業務の円滑な実施のため、求人担当部門と密接な連携を図ること。

また、福祉人材コーナーには、職員（介護労働専門官等）のほか、就職支援ナビゲーター（福祉分野支援分）（以下「ナビゲーター」という。）（別紙2）、就職支援コーディネーター（福祉分野支援分）（以下「コーディネーター」という。）（別紙3）を配置する。

なお、求人条件緩和指導、個別求人開拓等を実施する場合には、求人担当部門職員、求人開拓推進員等必要に応じて他の部門の職員及び相談員等と連携して事業を実施することとする。

(4) 福祉人材コーナーを設置しない主要な安定所等における福祉分野の職業相談・職業紹介等の実施体制

新規求職者が多く、非正規労働者であった者及び潜在的有資格者の利用が多数見込まれる福祉人材コーナーを設置しない主要な安定所及び非正規労働者総合支援センターにおいて、福祉分野の職業相談・職業紹介、求人情報や職業情報の提供及び必要に応じた福祉人材コーナーの利用勧奨等の支援を実施する。

また、当該支援を行う安定所等（以下「誘導所」という。）には、職業相談員（福祉人材誘導）（別紙4）を配置する。

5 求職者等に対する支援の内容

(1) 福祉人材コーナーにおいて実施する支援

ア プレ相談の実施

福祉人材コーナーの利用者全員に対し、最初に来所した際の受付時等に求職受理前の簡易な相談（以下「プレ相談」という。）を実施し、リーフレット、パンフレット等も活用しつつ支援メニューの説明を行うとともに、相談希望票（別紙5）を活用し、的確な支援を行うために利用者の状況やニーズを把握する。

イ 求職受理

上記(1)のプレ相談により、福祉分野での就業を希望する者、福祉分野での就業に関心を有する者等について、求職受理を行う。

ウ 求人情報の提供

福祉人材コーナーにおいては、受理した求人（充足依頼による求人を含む。）

から福祉分野にかかる求人情報誌を作成し、求職者に提供する。

エ 予約制・担当者制も活用したきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援
長期の職業上のブランクがある者、福祉分野の就業に関心があるものの経験・資格を有していない者及び潜在的有資格者等求職者の状況や希望等に応じて、次のような支援を実施する。

特に、積極的に福祉人材コーナーの支援を受けることを希望し、予約制・担当者制による支援により早期の再就職の可能性が高いと判断される者については、ナビゲーター等による予約制・担当者制を活用した支援を実施する。

- (ア) これまでの職務経歴（職業能力・アピールポイント等）の棚卸しの支援
- (イ) 福祉分野の職種に係る理解の促進と希望職種の選定に係る助言
- (ウ) 職業適性検査、職業興味検査等を活用した個々の職業能力・適性の評価
- (エ) 地域内の労働市場状況（就業時間・休日等労働条件、賃金額、企業が求める採用条件）に係る情報提供
- (オ) 就職に係る本人の希望条件の整理と優先順位付け
- (カ) 受講すべきセミナー等の選定
- (キ) 福祉分野の職業訓練に係る情報の提供
- (ク) 面接に係る準備支援（履歴書・職務経歴書の作成指導等）
- (ケ) 適格求人の選定と応募する求人の決定に係る支援
- (コ) 応募先事業所に関する情報の収集方法の教示
- (サ) 応募・面接が不調に終わった場合の理由の特定と今後の対応の検討

なお、上記(イ)及び(ウ)については、下記7(1)ア及び(3)アに基づき実施するセミナー等を活用して実施する方法でもよい。

オ 個別求人開拓

求職者のニーズに応じた求人が見つからない場合は、事業所情報を有する介護労働安定センター、福祉人材センター、福祉人材バンク及びナースセンター（以下、「関係団体」という。）等と連携し、個別求人開拓を実施する。

なお、実施に当たっては、ナビゲーターとコーディネーターが緊密に連携を図るとともに、必要に応じ、コーナー設置所の求人部門、求人開拓推進員等とも連携を図ること。

カ 職場定着指導

求職者が就職した後、一定期間の経過（1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後等）に合わせて、職場での定着状況の確認のために電話等により適時職場適応状況の把握等を行う。また、職場での悩みやトラブル等があればいつでも相談するよう促すとともに、必要に応じて職場訪問による相談も行う。

キ 関係団体等が実施する講習等の情報提供

福祉人材センターが行う職場体験事業等関係団体等が実施する講習等について積極的に情報提供すること。

ク 福祉人材コーナーの利用促進等

潜在的有資格者の福祉分野での就業を促進するため、コーナー設置所、近隣の一般所、公共施設等において広く周知・広報を行い福祉人材コーナーの利用促進を図るとともに、コーナー設置所の相談窓口等において潜在的有資格者を把握し、福祉人材コーナーの利用を勧奨する。

また、福祉分野における就業未経験者等について、福祉分野への就業を希望する者が増加するよう、コーナー設置所、近隣の一般所における職業相談等において広く周知・広報を行い福祉人材コーナーの利用促進を図るとともに、下記7(1)アに基づき実施する福祉分野での就業に関するセミナーの開催等福祉人材コーナーが行う支援について広く周知し、福祉分野の就業に関心がある者の参加を勧奨すること。

(2) 誘導所において実施する支援

ア 福祉分野における就業に関する情報提供等

誘導所においては、福祉分野における就業未経験者等福祉分野の就業に関心があるものの、経験・資格を有していない者の来所が見込まれることから、下記8(1)及び(2)によりコーナー設置所が作成する求職者向け利用ガイド及びPR用のポスター、リーフレットの活用及び誘導所における介護分野に関する入門的セミナーの開催等により、福祉分野の職種に関する理解を深めること。

また、求職者の職業能力・適性の評価等、適切な職業選択に係る支援を必要に応じ実施すること。

イ 潜在的有資格者に対する求人情報の提供等

潜在的有資格者の福祉分野での就業を促進するため、潜在的有資格者を把握し、誘導所来所時及び郵送等により、積極的に求人情報を提供するとともに、求人担当部門等の協力を得て、管内事業所に関する情報の提供を行うこと。

ウ 福祉人材コーナーの利用勧奨

福祉分野における就業未経験者等であって介護分野に興味を持つ者等に対し、上記5(1)エによる予約制・担当者制を活用したきめ細かい職業相談・職業紹介、下記7(1)ア及びイに基づきコーナー設置所が実施するセミナー等への参加を促す等福祉人材コーナーの利用勧奨を積極的に行うこと。

(3) 全安定所において実施する支援

ア 福祉分野の職業訓練等の受講あっせん

福祉分野の業務に関心を有するものの、現在有する技能、知識等と労働市場の状況等から、福祉分野の公共職業訓練又は介護労働安定センターで行う介護労働講習を受講させることが必要と判断される求職者に対して、当該職業訓練等への的確な受講あっせんを行うこと。

なお、福祉分野の職業訓練等の受講あっせんの手続は、「職業訓練受講指示要領」(昭和56年6月8日付け職発第320号・訓発第124号別冊2の9)及び「職業訓練受講推薦要領」(昭和61年1月8日付け職発第11号別添)によること。

イ 職業相談・職業紹介等

福祉分野への就業を希望する者に対して、求人情報の提供を行うとともに、職業相談・職業紹介を行うこと。

また、福祉人材コーナーにおける支援が必要と思われる者に対しては、福祉人材コーナーの利用勧奨を行うこと。

なお、誘導所における福祉人材コーナーの利用勧奨は、上記5(2)ウにより行うこと。

6 求人者に対する支援の内容

(1) コーナー設置所において実施する支援

ア 求人受理

福祉分野の職種に係る求人の受理に当たって、求人条件、特に業務の内容、深夜勤務の頻度等の労働条件、教育訓練及び福利厚生面について求人者から十分聴取するとともに、求職者の希望状況等の資料を提示しつつ、求人条件が可能な限り求職者のニーズに沿ったものとなるよう助言・指導を行うこと。

イ 事業所情報の収集及び提供

求職者と求人者のニーズの相違に基づくミスマッチを解消するため、福祉分野における就業の特性を考慮し、労働条件のほか、キャリアアップの考え方、教育訓練、職員間のコミュニケーションの円滑化等職場定着のための取組、福利厚生、職場の雰囲気、経営理念や施設の運営方針等について詳細に把握するとともに、施設の規模、設備の状況等の情報については、デジタルカメラ等により画像情報も含めより具体的かつ幅広く収集するなど事業所情報の把握・蓄積に努め、職業相談において求職者に提供する等活用に努めること。

ウ 求人充足に向けたコンサルティングの実施

求人が充足しない原因として、賃金、勤務時間等の求人条件が求職者の希望条件に満たない場合、求人票の記載が不明確である場合等が考えられることから、求職者が希望する求人条件、実際に充足した求人の求人条件についての情報提供、当該情報に基づく求人条件の設定・変更の提案、分かりやすい求人票の作成等について、個々の求人者のニーズを十分に踏まえつつ、求人票作成に係るリーフレット等を活用し、一定の時間を設けて綿密かつきめ細かな相談・援助を行うこと。

特に、求人を充足させるためには雇用管理の改善を図ること等が重要と思われる求人については、介護労働安定センターを通じて雇用管理コンサルタント等を紹介すること。

エ 福祉関係求人充足プランに基づく支援の実施

介護分野の離職率の高さや医療分野の厳しい労働環境等を背景とする人手不足の状況を踏まえ、上記ウの対象となり、特に雇用管理の改善等に努めている又は努める意向のある求人者の福祉関係職種の求人については、別に定める「福祉関係求人充足プラン策定要領」に基づき、求人者の意向を踏まえたプランを策定し、当該プランに基づき求人充足に向けた支援メニューを集中的に実施すること。

オ 求職者情報の積極的な提供

求人者のニーズに基づき、当該求人に適合すると判断する求職者を選定し、応募の意思を確認した上で、求人者に紹介するなど求人側からの能動的なマッチングを推進すること。

カ 関連助成金制度等の情報提供

関連助成金制度等について、パンフレット等を活用して求人者の実情に応じ、積極的な情報提供を行うこと。

(2) 全安定所において実施する支援

ア 求人受理

上記6(1)アの求人受理を行うこと。

また、コーナー設置所の近隣所においては、求人者の意向を踏まえ、コーナー設置所と連携、協力して上記6(1)エの福祉関係求人充足プランに基づく支援を実施すること。

7 福祉分野におけるマッチング促進を図る取組の実施

コーナー設置所においては、福祉分野におけるマッチングを促進するため、以下の取組を実施する。なお、下記(3)イの福祉関係合同就職面接会については、労働局、コーナー設置所及び一般所が連携して開催すること。

(1) 求職者の福祉分野での就業に関する理解を深める取組

ア 福祉分野での就業に関するセミナー

関係団体等の協力の下、福祉分野におけるサービスの現状、福祉分野の仕事の内容、就業するに当たっての心構えなど、福祉分野での就業に関するセミナーを開催し、福祉分野の職種について、求職者の理解を深めることにより、福祉分野への就業を希望する求職者が増加するよう努めること。

イ 社会福祉施設等への見学会等

社会福祉施設等の事業所見学会や説明会、事業主との懇談会、従業員等との意見交換会等を開催し、福祉分野での就業に関する理解を促進し、求職者自身の適性を見極めを行う機会とするとともに、求人者が求職者に自社で働くことのメリット等についてアピールする機会とすること。

なお、こうした取組は、特に、職場の実情や職業の内容等の理解の促進が必要な若年者や初めて福祉分野での就業を希望する者を対象として、積極的に実施すること。

(2) 事業所の雇用管理改善・人材確保に関する理解を深めるための取組

介護労働安定センター等と連携しつつ、雇用管理の改善等に努めている事業所の経営者等の協力を得て、求人者を対象に当該経営者等による雇用管理改善・人材確保に関するセミナーを開催すること。

(3) 就職可能性を高めるための取組

ア 就職支援セミナー等集団による職業指導

以下のような集団による職業指導により、就職活動のノウハウ等を提供する。

なお、職業指導の実施に当たっては、実践形式のグループワークも取り入れる等創意工夫を図ること。また、必要に応じ、近隣の一般所、関係団体等との共催、又は、近隣の一般所、関係団体等が実施するセミナーの情報提供及び参加勧奨も行うこと。

(ア) キャリアガイダンス（就職の心構え、職業適性、再就職するに当たって調整すべき課題（長期の職業上のブランク、身体的負担の対処、仕事と子育て・家事との両立の不安）をテーマとするもの）

(イ) 就職活動のノウハウの提供（求人情報の収集・閲覧方法、履歴書・職務経歴書の書き方、面接のポイント）及び求人動向や労働市場情報の提供

(ウ) 業界の情報提供（サービスの種別、法人の種別による特徴、必要な資格・能力・知識、労働条件、求める人物像等）

(エ) 福祉分野への就業を希望する求職者や福祉分野の就業者などを交えた意見交換等グループ交流会

イ 福祉関係就職面接会等

関係団体等の協力を得て、近隣の一般所と合同で実施する福祉関係合同就職面接会を年1回ないし2回程度開催するとともに、コーナー設置所で実施する福祉関係就職面接会を複数回開催する。

当該面接会の開催に当たっては、参加者の交通の利便性等を考慮して会場を選定するとともに、一般所や関係団体等の協力を得て、開催案内等により求職者に周知を図ること。

また、求職者の希望や必要に応じ、求人説明会、管理選考会等を実施すること。

8 広報その他事業の円滑な推進に必要な事項

(1) 利用ガイドの作成、配布

コーナー設置所においては、以下の内容を重点とする利用ガイドを作成し、福祉人材コーナーで活用するほか、近隣の一般所、公共施設、関係団体、社会福祉施設等福祉人材コーナーの求職者となり得る者、福祉分野の求人者が多く利用する場所に配布する。

また、内容については福祉人材コーナーの支援メニュー及びサービスの流れが一目でわかるよう工夫すること。

ア 求職者向け利用ガイドの内容

- (ア) 福祉人材コーナーで受けられる支援メニューの紹介、施設の案内
- (イ) 求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援の紹介
- (ウ) 各種セミナー、福祉関係就職面接会、社会福祉施設等の見学会の開催等の紹介

イ 求人者向け利用ガイドの内容

- (ア) 福祉人材コーナーで受けられる支援メニューの紹介、施設の案内
- (イ) 介護関係求人充足プラン等求人充足対策の紹介
- (ウ) 介護労働者設備等導入奨励金、成長分野等人材育成支援奨励金、雇用管理責任者講習等の紹介

(2) 周知、広報上の工夫

コーナー設置所においては、PR用のポスター、リーフレット等を作成し、関係団体等の協力を得て、公共施設等福祉人材コーナーの求職者となり得る者や福祉分野の求人者が多く利用する場所で掲示・配布等を行うなど、広報上の工夫を行うこと。労働局、コーナー設置所のホームページを活用する等インターネットによる求人・求職者への情報提供等も検討すること。

また、関係団体等の広報誌等を通じて、福祉人材コーナーの積極的な周知が行われるよう協力を求めること。

(3) 積極的な来所勧奨

近隣の一般所の利用者のうち、福祉分野での就業を希望する求職者等や福祉分野の求人充足を希望する求人者等であって、福祉人材コーナーにおける支援が必要と思われる者に対し、福祉人材コーナーの利用勧奨を行うこと。

9 福祉分野の人材確保に係るネットワークの構築

福祉人材確保重点対策事業を効果的・効率的に推進するため、労働局、コーナー設置所、地方公共団体、介護労働安定センター、福祉人材センター、福祉人材バンク、ナースセンター、福祉系専門学校及び事業主団体等により構成する「福祉分野の人材確保に係るネットワーク」を構築し、当該ネットワークを通じて相互の施策の理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、福祉人材確保に係る具体的な連携体制を確立する。

(1) 福祉人材確保推進協議会の開催

福祉人材確保推進協議会設置要領（別紙6）に基づき、福祉人材確保推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、開催する。

(2) 関係団体等で連携して行う事項

ア 情報収集・情報提供

以下の事項について、関係団体等の担当者間の日常的なネットワークを形成し、相互に情報収集及び情報提供を行うこと。

(ア) 福祉人材コーナー及び関係団体等が実施する福祉人材確保対策に係る事項

(イ) 福祉分野における求職・求人の動向等

(ウ) 雇用管理改善に取り組む事業所等に係る事項

(エ) 各種セミナー、講習、就職面接会等の開催日程等

(オ) 情報収集、情報提供の具体的な方法

(カ) その他福祉分野の就職希望者及び求人者の支援に必要な事項

イ 情報収集・情報提供以外の連携

(ア) 各種施策の周知・広報

関係団体等の業務案内パンフレット等を求人・求職者に配布するとともに、関係団体等が実施する各種セミナー等の開催状況等に係る情報を収集し、その情報を求人・求職者に提供すること。

また、関係団体等に対して、福祉人材コーナーのリーフレット等を関係団体等の利用者に配布するよう協力を依頼し、利用の促進を図ること。

なお、周知・広報の方法として関係団体等のホームページを活用する等インターネットによる求人・求職者への情報提供についても工夫すること。

(イ) 福祉関係就職面接会、社会福祉施設等への見学会等の共催

上記7(1)イ及び(3)イで定める社会福祉施設等への見学会及び福祉関係就職面接会の開催に当たっては、より多くの求職者の参加を促すため、関係団体等との連携により実施する方が効果的な場合は、関係団体等と共催すること。

(ウ) 各種セミナー等への講師派遣等

関係団体等における経営者や雇用管理者向けのセミナーの実施に当たって、関係団体等からコーナー設置所に対して労働市場に関する内容、あるいは労働関係法令の内容等に係る講師の派遣依頼があった場合は、必要な協力を行うこと。

また、コーナー設置所において、福祉分野での就業経験に乏しい求職者等を対象に福祉分野での就業に関するセミナー等を開催する場合には、関係団体等に対して、講師の派遣等必要な協力を求めること。

(エ) 関係団体が実施する出張相談等の活用

コーナー設置所及び誘導所等において、福祉分野での就業に係るセミナー、福祉関係就職面接会等を開催する場合には、関係団体に対して必要に応じて出張相談等による協力を求めること。

また、一般所において、福祉人材コーナーにおける支援が必要と思われる者に対しては、福祉人材コーナーの利用勧奨を行うとともに、労働局、コーナー設置所とも協議の上、関係団体が実施する出張相談等の活用を図ること。

(オ) 関係団体から福祉人材コーナーへの求職者情報の提供

福祉人材コーナーにおいては、関係団体より提供された求職者情報を活用し直接電話連絡等により福祉人材コーナーの支援内容を積極的に周知するとともに求職申込みの勧奨を行うこと。

(カ) 福祉人材コーナーから関係団体への求職者情報の提供

福祉人材コーナーにおいては、求職受理した者に関する情報を関係団体に提供することが有効であると判断し、関係団体への提供を求職者が希望する場合には、求職者情報シート等により、関係団体に提供すること。

(キ) 福祉分野の職業訓練等受講者に対する求人情報の提供

福祉分野の公共職業訓練又は介護労働安定センター等が行う介護労働講習を受講する者に対して、公共職業訓練機関及び介護労働安定センター等の協力を得て、当該職業訓練等の修了前から福祉分野に係る求人情報を定期的に提供すること。

○ 福祉人材確保重点対策事業に係る対象職種

介護関係

- ① 職業分類144の職業（理学療法士）
- ② 職業分類145の職業（作業療法士）
- ③ 職業分類146の職業（視能訓練士、言語聴覚士）
- ④ 職業分類161-01の職業（福祉相談員）
- ⑤ 職業分類162の職業（福祉施設指導専門員）
- ⑥ 職業分類169の職業（その他の社会福祉の専門的職業）
- ⑦ 職業分類351-01の職業（家政婦（夫）、家事手伝。ただし、介護を行う者のみ。）
- ⑧ 職業分類361-01の職業（施設介護員）
- ⑨ 職業分類362の職業（訪問介護職）
- ⑩ 職業分類371-01の職業（看護助手）

医療関係

- ① 職業分類131-01の職業（保健師）
- ② 職業分類132-201の職業（助産師）
- ③ 職業分類133-01の職業（看護師）
- ④ 職業分類133-02の職業（准看護師）
- ⑤ 職業分類379-99の職業（他に分類されない保健医療サービスの職業。ただし、助産師助手、リハビリ助手のみ。）

保育関係

職業分類163-01の職業（保育士）

※ 職業分類は、平成23年厚生労働省編職業分類による。

(別紙2)

就職支援ナビゲーター（福祉分野支援分）設置要領

就職支援ナビゲーター（福祉分野支援分）の設置については、職業相談員規程（平成13年1月6日 厚生労働省訓第57号）によるほか、この要領に定めるところによる。

1 職務

就職支援ナビゲーター（福祉分野支援分）は、福祉人材確保重点対策事業実施運営要領に規定する事業のうち、職員の指揮命令の下、以下の事項を実施する。

- (1) 初回来所者に対するプレ相談等の実施
- (2) 予約制・担当者制による総合的かつ一貫した就職支援
- (3) 求職者のニーズに応じた個別求人開拓
- (4) 関係団体等との連携による福祉人材ネットワークの構築
- (5) その他福祉人材確保重点対策事業の円滑な実施のために必要な事項

2 採用等

(1) 就職支援ナビゲーター（福祉分野支援分）は、以下のアからウまでの要件を具備する者のうちから、都道府県労働局長が採用する。

ア 介護福祉士等福祉分野の資格保持者であって福祉分野における3年以上の実務経験がある者

イ 社会福祉施設等の人事労務管理に関する知識・経験を有する者又はキャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者等職業相談・職業紹介に関し、知識・経験がある者

ウ 1の職務を行うに当たって、必要な熱意と見識のある者

(2) 任期は1年以内とし、予算年度を超えないこと。

(3) 免職

都道府県労働局長は、本人から申し出のあったとき、又はその者に就職支援ナビゲーター（福祉分野支援分）にふさわしくない非行があったときは、就職支援ナビゲーター（福祉分野支援分）を免職することができるものとする。

3 研修の実施

都道府県労働局長は、採用した就職支援ナビゲーター（福祉分野支援分）に対して、採用後の早い時期に、職業相談・職業指導の各種技法及び職業安定法、雇用保険法、当該地域の労働市場状況など職務を遂行するのに必要な知識等についての研修を行うものとする。

4 その他

この要領に定めるものの他、就職支援ナビゲーター（福祉分野支援分）に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

就職支援コーディネーター（福祉分野支援分）設置要領

就職支援コーディネーター（福祉分野支援分）の設置については、職業相談員規程（平成13年1月6日 厚生労働省訓第57号）によるほか、この要領に定めるところによる。

1 職務

就職支援コーディネーター（福祉分野支援分）は、福祉人材確保重点対策事業実施運営要領に規定する事業のうち、職員の指揮命令の下、以下の業務を遂行する。

- (1) 初回来所者に対するプレ相談等の実施
- (2) 職業相談及び職業紹介並びにこれに付随する業務
- (3) 求職者・求人者向けセミナー、就職面接会等各種就職支援のコーディネート等及びその実施
- (4) 福祉関係求人充足プランの策定及びこれに基づく求人充足に向けた支援
- (5) 関係団体等との連携による福祉人材ネットワークの構築
- (6) その他福祉人材確保重点対策事業の円滑な実施のために必要な事項

2 採用等

(1) 就職支援コーディネーター（福祉分野支援分）は、以下の要件を具備している者のうちから、都道府県労働局長が採用する。

ア 福祉分野での実務経験がある等、福祉分野におけるサービスの現状及び仕事に関する知識・経験を有する者

イ 社会福祉施設等の人事労務管理に関する知識・経験を有する者又はキャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者等職業相談・職業紹介に関し、知識・経験がある者

ウ 社会的信望がある者

エ 1の職務を行うにあたって、必要な熱意と見識のある者

(2) 任期は1年以内とし、予算年度を超えないこと。

(3) 免職

都道府県労働局長は、本人から申し出のあったとき、又はその者に就職支援コーディネーター（福祉分野支援分）にふさわしくない非行があったときは、就職支援コーディネーター（福祉分野支援分）を免職することができるものとする。

3 研修の実施

都道府県労働局長は、採用した就職支援コーディネーター（福祉分野支援分）に対して、採用後の早い時期に、職業相談・職業指導の各種技法及び職業安定法、雇用保険法、当該地域の労働市場状況など職務を遂行するのに必要な知識等についての研修を行うものとする。

4 その他

この要領に定めるものの他、就職支援コーディネーター（福祉分野支援分）に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

職業相談員（福祉人材誘導）設置要領

職業相談員（福祉人材誘導）の設置については、職業相談員規程（平成13年1月6日 厚生労働省訓第57号）によるほか、この要領に定めるところによる。

1 職務

職業相談員（福祉人材誘導）は、福祉人材確保重点対策事業実施運営要領に規定する事業のうち、職員の指揮命令の下、以下の業務を遂行する。

- (1) 来所者に対する支援内容の説明及び必要な支援窓口への誘導
- (2) 職業相談及び職業紹介並びにこれに付随する業務
- (3) 求職者向け入門的セミナーの実施、福祉関係求人情報、福祉・介護サービス分野における各種情報の提供等求職者の就職可能性を高めるための就職支援
- (4) 求職者に対する福祉人材コーナーの利用勧奨及び利用勧奨に付随する福祉人材コーナーとの連絡調整
- (5) その他福祉人材確保重点対策事業に関する補助的業務

2 採用等

(1) 職業相談員（福祉人材誘導）は、以下の要件を具備している者のうちから、都道府県労働局長が採用する。

- ア 福祉分野の労働市場に関する問題に関し、深い関心と理解を有している者
- イ 職業紹介業務についての知識を有する者
- ウ 社会的信望がある者
- エ 1の職務を行うにあたって、必要な熱意と見識のある者

(2) 任期は1年以内とし、予算年度を超えないこと。

(3) 免職

都道府県労働局長は、本人から申し出のあったとき、又はその者に職業相談員（福祉人材誘導）にふさわしくない非行があったときは、職業相談員（福祉人材誘導）を免職することができるものとする。

3 研修の実施

都道府県労働局長は、採用した職業相談員（福祉人材誘導）に対して、採用後の早い時期に、職業相談・職業指導の各種技法及び職業安定法、雇用保険法、当該地域の労働市場状況など職務を遂行するのに必要な知識等についての研修を行うものとする。

4 その他

この要領に定めるものの他、職業相談員（福祉人材誘導）に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

相談希望票

<〇〇福祉人材コーナー>

※ 恐れ入りますが、はじめてご利用される方は、ご記入の上、受付までお持ち下さい。また、ハローワークカードをお持ちの方はこれを添えて受付へご提出下さい。

【お名前】

【求職番号】 ※ハローワークカードをお持ちの方はご記入下さい。

【ご住所】 ※福祉人材コーナーからの情報提供を希望される方は御記入ください。

○ 当てはまる項目全てにチェック（シ）をして下さい。

- 福祉（□介護、□医療、□保育）分野での就業に興味がある。
- 福祉（□介護、□医療、□保育）分野での就業を希望している。
- 福祉（□介護、□医療、□保育）分野での就業に係る経験・知識を有している。
- 福祉（□介護、□医療、□保育）分野の資格を有している。資格：_____
- 福祉人材センター、福祉人材バンク、ナースセンターを利用したことがある。
- 出来るだけ早く就職したい（転職したい）。
- 今は情報を収集し、希望職種を検討したい。

○ 希望されるサービス全てにチェック（シ）をして下さい。

- 予約制・担当者制でじっくり相談がしたい。
- 福祉分野の職種、仕事内容、平均賃金等について知りたい。
- 応募書類（履歴書・職務経歴書）の書き方、面接での心構えを教えて欲しい。
- 福祉分野での就業に関するセミナーに参加したい。
- 就職活動のノウハウに関するセミナーに参加したい。
- 福祉分野での就業に必要な能力、資格等を身につけたい。
(職業訓練を受けたい)。
受けてみたい職業訓練：□ホームヘルパー2級（3ヶ月）、□ホームヘルパー1級（6ヶ月）
□介護福祉士（2年）、□その他（_____）
- 求人情報が知りたい（職業相談により求人情報の提供を受けたい）
- 求人情報が知りたい（求人検索パソコンを利用したい）。
- その他（具体的に希望を記載ください）

福祉人材確保推進協議会設置要領

1 目的

福祉人材確保重点対策事業を効果的・効率的に推進するため、労働局、福祉人材コーナーを設置する安定所（以下「コーナー設置所」という。）、地方公共団体、介護労働安定センター、福祉人材センター、福祉人材バンク、ナースセンター、福祉系専門学校及び事業主団体等により構成する「福祉分野の人材確保に係るネットワーク」を構築し、当該ネットワークを通じて、相互の施策についての理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、福祉分野の人材確保に係る具体的な連携事項を協議することを目的として、都道府県ごとに「福祉人材確保推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

協議会の構成員は、(1)から(6)までに掲げる者を標準とし、地域の実情を踏まえ必要に応じて追加するものとする。

- (1) 労働局の福祉人材確保重点対策事業担当者
- (2) 福祉人材コーナーの運営管理の中核となる職員
- (3) 都道府県等地方公共団体の福祉関係部局の担当者
- (4) 介護労働安定センターの担当者
- (5) 福祉人材センター、福祉人材バンクの担当者
- (6) ナースセンターの担当者
- (7) 福祉系専門学校等の就職支援担当者
- (8) 事業主団体等の担当者等
- (9) その他福祉人材確保に係る関係機関の担当者

3 協議事項

協議会においては、以下の事項について、協議を行う。

(1) 情報収集・情報提供の実施に係る事項について

以下の事項について、関係団体等との連携による情報収集及び情報提供の方法について協議を行い、情報交換のための担当者間の日常的なネットワークを形成するよう努めること。なお、項目については、各地域のニーズに応じて重点化を図ることとされたい。

ア 福祉人材コーナー及び関係団体等が実施する福祉人材確保対策及びその進捗状況に係る事項

イ 福祉分野における求職・求人の動向等

ウ 雇用管理改善に取り組む事業所等に係る事項

エ 各種セミナー、講習、就職面接会等の開催日程等

オ 情報収集・情報提供の具体的な方法

カ その他福祉分野の就職希望者及び求人者の支援に必要な事項

(2) 情報収集・情報提供以外の連携事項について

以下の事項について、関係団体等との具体的連携方法について協議を行い、効果的・効率的な実施を図ること。

ア 福祉人材センター、福祉人材バンク、ナースセンター等福祉分野における就業支援を実施する機関との連携方法

イ 介護労働安定センター等福祉分野における雇用管理の改善に係る支援を実施する機関との連携方法

ウ 福祉関係就職面接会、社会福祉施設等への見学会等の共催についての検討

エ その他関係団体等との連携に係り必要な事項

4 協議会の開催

協議会は、毎年年度当初に開催するとともに、必要に応じて開催する。

5 秘密保持義務

福祉分野の人材確保に係る協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 庶務

協議会の庶務は、関係団体等の協力を得て都道府県労働局職業安定部が行うとともに、必要な情報については適宜一般所へ連絡すること。